

## 市民課等窓口用封筒の無償提供事業者募集要項

高槻市（以下「市」という。）では、市民課等窓口用封筒の無償提供の取扱いに関する要領に基づき、来庁者が利用する窓口用封筒を無償提供していただける事業者1者を募集いたします。

### 1 事業概要

来庁者が住民票の写し等の持帰り用として自由に利用する窓口用封筒を、市の施設内の必要個所に設置し、市民サービスの向上を図ります。

事業者には、その窓口用封筒に行政情報のほか、民間企業等の広告を掲載することにより、無償で封筒を提供していただきます。

### 2 事業者選定方法

2者以上の申請があった場合は、提供内容、条件及び過去の実績等を考慮し、1者を選定します。

※審査経緯の公表はしない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

### 3 封筒の設置期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

※2回に限り、1年間更新可とする（最長3年間）。

### 4 設置場所

高槻市役所	市民課	桃園町2番1号
	富田支所	富田町5丁目17番1号
	三箇牧支所	三島江1丁目11番8号
	檜田支所	大字田能小字スハノ下11番地

※協議の上、その他市が指定する施設等に設置の可能性有

### 5 封筒の規格及び必要予定枚数

(1) 角形2号（概寸 縦332mm×横240mm）… 約12万枚

(2) 角形6号（概寸 縦229mm×横162mm）… 約9万枚

※必要に応じ多少の増減はできるものとする。

### 6 封筒掲載内容等

(1) 行政情報の内容については、市の指示に従うこと。

(2) 広告は、封筒表裏両面ともに複数掲載することも可とする。ただし、広告の範囲は、封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ30%以下とする。

(3) 行政情報及び広告の掲載位置、サイズ、デザイン等は市と協議のうえ決定とする。

## 7 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に指定する暴力団又はその構成員でないこと。
- (6) 地方公共団体において本事業内容と同等の実績を有していること。
- (7) 自ら広告主を募集し、広告並びに行政情報を制作することができる広告代理店であること。

## 8 提出書類

- (1) 市民課等窓口用封筒の無償提供申込書（様式1）
- (2) 会社の登記事項証明書
- (3) 納税証明書（7 応募資格要件（3）にかかる未納の税額がないことの証明）
- (4) 会社概要（様式問わず。パンフレット等会社の事業概要がわかるもの）
- (5) 企画提案書（様式問わず。ただし、次の事項を記載のこと）

ア 封筒の仕様、デザインイメージ

イ 封筒の納入・管理方法、納入スケジュール

ウ 地方公共団体における同等の事業実績一覧

エ 広告の募集方法及び広告主・広告内容の審査体制

オ 問題発生時の対応

- (6) 封筒の見本

※(1)～(4)は各1部、(5)(6)は各5部提出のこと。

※(2)(3)の証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限る（写し可）。

※令和元年度入札参加資格者名簿に登載されている事業者は、(2)の提出を省略可。

※提出書類の返却は行わない。

## 9 応募手続等

- (1) 受付期間 令和元年12月4日（水）から令和元年12月13日（金）まで
- (2) 提出先 高槻市市民生活環境部 市民課（高槻市庁舎本館1階2番窓口）  
〒569-8501 高槻市桃園町2番1号  
TEL：072-674-7052（直通）
- (3) 提出方法 窓口持参（午前8時45分から午後5時15分）又は郵送
- (4) 提出期限 令和元年12月13日（金）午後5時15分必着

## 1 0 質疑・回答

- (1) 質問期限 令和元年12月6日(金)午後5時
- (2) 質問方法 本事業の募集ホームページ末尾に記載の「お問い合わせフォーム」より、件名を「市民課等窓口用封筒の無償提供事業者募集について(質問)」とし、ご質問ください。
- (3) 回 答 令和元年12月9日(月)、市ホームページに掲載

## 1 1 日程等

応募期間	令和元年12月4日(水)から令和元年12月13日(金)
質疑期間	令和元年12月4日(水)から令和元年12月6日(金)
質問への回答	令和元年12月9日(月)中
審査結果の通知・公表	令和元年12月27日(金)まで
協定の締結	令和2年1月上旬
枚数、仕様等打合せ	協議による
窓口用封筒設置	令和2年6月1日から

## 1 2 留意事項

- (1) 窓口用封筒は、必要に応じて来庁者が自由に利用するもので、市が利用を促進するものではありません。
- (2) 高槻市広告事業実施要綱及び高槻市広告掲載基準を遵守し、市民課等窓口用封筒の無償提供の取扱いに関する要領を十分確認のうえ、申し込んでください。
- (3) 応募に要する費用は、全て申込者の負担とします。
- (4) 行政情報が掲載された封筒の設置のため、行政財産の目的外使用料は発生しません。
- (5) 当該募集要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (6) 選定された事業者は、提案の撤回はできません。
- (7) 事業者決定後、事業の詳細な内容について協議調整するうえで、企画提案書の内容から変更する場合があります。

## 1 3 問い合わせ先

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

高槻市 市民生活部 市民課(庶務チーム) TEL: 072-674-7052(直通)

## 市民課等窓口用封筒の無償提供申込書

令和元年 月 日

(宛先) 高槻市長

住 所

(申込者) 商号又は名称

代表者職氏名

印

高槻市における、市民課等窓口用封筒の無償提供の募集に関し、「高槻市広告事業実施要綱」、「高槻市広告掲載基準」及び「市民課等窓口用封筒の無償提供の取扱いに関する要領」について、十分理解し、承諾の上、申込みいたします。

「市民課等窓口用封筒の無償提供事業者募集要項」の応募資格要件に定める必要な資格を有していること、また、この申込書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

事業名	市民課等窓口用封筒の無償提供事業者募集事業	
ふりがな 担当者氏名		
所属及び所在地		
連絡先	電話	
	F A X	
	Eメール	
添付書類	<input type="checkbox"/> 会社の登記事項証明書（添付・略） <input type="checkbox"/> 納税証明書（未納の税額がないことの証明） <input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> 企画提案書 <input type="checkbox"/> 封筒の見本	